

旭市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成28年2月3日

旭市監査委員 木村 哲三

旭市監査委員 平野 哲也

旭市監査委員 林 俊介

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成 27 年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	旭市商工会	
監査結果提出日	平成 27 年 12 月 10 日	
措置通知日	平成 28 年 1 月 19 日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）		措置の内容
(1) 補助事業実施後のすみやかな実績報告・精算事務を行うよう努められたい。		(1) 補助事業年度ごとの実績についてすみやかに報告し精算事務を行います。 使用期限付プレミアム商品券発行事業について、平成 22 年度からの各年度ごとの回収実績を報告し、未回収のプレミアム分の補助金充当分について精算処理をいたします。